

InterKX法人税／法人税顧問 平成 27 年度版

兵庫県の法人事業税の超過税率適用要件の変更の連絡（5 月申告の留意点について）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

兵庫県の外形標準課税の非対象法人における法人事業税（所得割）の超過税率の適用要件の変更内容、およびシステムでの設定方法についてご連絡いたします。

敬具

記

1. 兵庫県の法人事業税の超過税率の適用要件の変更について

兵庫県において、外形標準課税の非対象法人における法人事業税（所得割）の超過税率の適用要件で、年所得額の判定金額が以下のように変更になりました。平成 28 年 3 月 12 日以後終了事業年度より対象となります。

変更前：	変更後：
H28.3.11 以前終了事業年度の適用要件	H28.3.12 以後終了事業年度の適用要件
年所得が 5,000 万円超	年所得が 7,000 万円超

2. システムでの設定方法について

該当する法人データにつきましては、第六号様式（兵庫県）の入力画面で、法人事業税（所得割）税率の上書き訂正を行ってください。

（5 月リリース予定の平成 28 年度版プログラムでは、新適用要件による自動判定に対応します）

■ 該当する法人データ（第六号様式の税率の上書き訂正が必要な条件）

次のすべての条件に一致する法人データが該当します。

- ・兵庫県に事業所がある（事業所設定で、所在地が兵庫県の事業所が登録されている）
- ・資本金の額又は出資金の額が、1 億円以下
- ・所得金額が、5000 万円超～7000 万円以下
- ・平成 28 年 3 月 12 日以後終了事業年度の外形標準課税の非対象法人

■ システムでの変更方法（第六号様式（兵庫県）の見直し）

該当条件に一致する法人データでは、第六号様式の入力画面で「兵庫県」を選択して、次の作業を行ってください。

(1) 法人事業税（所得割）の税率の上書き訂正

該当条件に一致する法人データについて、兵庫県の法人事業税（所得割）の税率が、超過税率で自動判定されるので、標準税率に上書き訂正してください。

【第六号様式（兵庫県）の入力画面】

普通法人の画面（税率）の例

摘要	課税標準	税率	税額
所得割 総額	33 60,000,000		
年400万以下	34 4,000,000	3.6500	146,000
年800万以下	35 4,000,000	5.4650	218,600
年800万超	36 52,000,000	7.1800	3,733,600
計	37 60,000,000		4,098,200
軽減不適用	38	7.1800	0

標準税率に上書訂正してください

摘要	課税標準	税率	税額
所得割 総額	33 60,000,000		
年400万以下	34 4,000,000	3.4000	136,000
年800万以下	35 4,000,000	5.1000	204,000
年800万超	36 52,000,000	6.7000	3,484,000
計	37 60,000,000		3,824,000
軽減不適用	38	6.7000	0

特別法人の画面（税率）の例

摘要	課税標準	税率	税額
所得割 総額	33 60,000,000		
年400万以下	34 4,000,000	3.6500	146,000
年800万以下	35 56,000,000	4.9300	2,760,800
年800万超	36	4.9300	0
計	37 60,000,000		2,906,800
軽減不適用	38	4.9300	0

標準税率に上書訂正してください

摘要	課税標準	税率	税額
所得割 総額	33 60,000,000		
年400万以下	34 4,000,000	3.4000	136,000
年800万以下	35 56,000,000	4.6000	2,576,000
年800万超	36	4.6000	0
計	37 60,000,000		2,712,000
軽減不適用	38	4.6000	0

(2) 第六号様式別表十四の「超過税率の適用」の判定の確認

第六号様式（兵庫県）の入力画面下部の「超過税率の適用」の判定が、「なし（標準税率）」になっていることを確認してください（所得割の税率を標準税率に上書訂正すると「なし（標準税率）」と判定されます）。
「なし（標準税率）」の場合、第六号様式（兵庫県）の入力画面上部に「※第六号様式別表十四の提出が必要です。」と赤字で表示されていたメッセージが消えます。

【第六号様式（兵庫県）の入力画面 下部】

第六号様式別表十四（基準法人所得割額の計算）

※事業税で超過税率を設定していないため
第六号様式別表十四は必要ありません。

処理事項	摘要	課税標準	税率	基準法人所得割額
所得割	1	0		
年400万以下	2	0	.0000	0
年800万以下	3	0	.0000	0
年800万超	4	0	.0000	0
計	5	0		0
軽減不適用	6	0	.0000	0

※「基準法人所得割額」は、第六号様式の地方法人特別税の課税標準に転記されます。

提出先名の印刷
 する しない

超過税率の適用
 なし（標準税率） あり（超過税率）

以上、よろしくお願ひします。